

# 回収された二酸化炭素の取引について

資源エネルギー庁

資源・燃料部

石油・天然ガス課

## 二酸化炭素再利用事業者との取引について - 背景

- 二酸化炭素の排出の抑制策として、メタネーション（合成メタンの製造）、合成燃料（e-fuel, SAF）、合成LPGなどの製造など、CCU／カーボンリサイクルリングがある。これは炭素と水素から炭化水素を製造し、化石燃料の使用を抑制することで、新規の二酸化炭素の排出を抑制するものである。
- これらの事業者（二酸化炭素再利用事業者）への炭素源の安定供給のために、分離回収された二酸化炭素の売却を認めなければ、CCU／カーボンリサイクルリングが成り立たなくなる可能性があるのではないか。
- 一方で、大気中への放散を抑制する観点や、CCSにより回収した二酸化炭素の取り扱いを明確化する観点から、売却先の明確化を進めてはどうか。
- このため、以下を検討してはどうか。
  - ①二酸化炭素再利用事業者については登録制等
  - ②二酸化炭素の用途の明確化や利用計画の策定、
  - ③受け入れ先の事業場（代表者、住所、主な設備、貯蔵量）の情報提供
  - ④測定業務
- 現状の二酸化炭素の市場（150万トン）も、回収した二酸化炭素が活用されており、事業実態を踏まえつつ、CCS事業の一環として認識する必要があるのではないか。この点から関係事業者からさらに意見を聞くべきではないか。